

現 行 定 款	変 更 案	変 更 理 由
<p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、<u>その議長</u>となる。ただし、<u>取締役社長</u>に差し支えがあるとき又は欠員のときは、取締役会の定めた順序により<u>他の取締役</u>がこれに代わる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 代表取締役は、各自会社を代表し、<u>取締役会の決議に基づき会社の業務を執行</u>する。 <u>取締役会の決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長を選定することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第21条～第24条 (条文の記載省略)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第25条 取締役会の決議によって執行役員を定め、<u>本会社の業務を分担して執行させることができる。</u> 取締役会の決議によって<u>代表取締役の中から社長を選定するほか、副社長執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第26条～第27条 (条文の記載省略)</p> <p>(常勤の監査役及び常任監査役)</p> <p>第28条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。また、常勤の監査役の中から常任監査役を選定することができる。</p> <p>第29条～第34条 (条文の記載省略)</p>	<p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>社長</u>が議長となる。ただし、<u>社長</u>に差し支えがあるとき又は欠員のときは、取締役会の定めた順序により<u>代行者が議長</u>となる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 代表取締役は、各自会社を代表する。</p> <p>(取締役会長)</p> <p>第21条 <u>取締役会の決議によって取締役会長を選定する。</u></p> <p>第22条～第25条 (現行第21条～第24条記載のとおり)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第26条 取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。 取締役会の決議によって<u>執行役員の中から社長及びその他の役付執行役員を選定する。</u></p> <p>第27条～第28条 (現行第26条～第27条記載のとおり)</p> <p>(常勤の監査役及び常任監査役)</p> <p>第29条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。また、常勤の監査役の中から常任監査役を選定する。</p> <p>第30条～第35条 (現行第29条～第34条記載のとおり)</p>	<p>取締役及び執行役員に関する規定の変更に伴い、文言の調整を行うものです。</p> <p>変更案第20条では代表取締役の選定及び役割について定め、変更案第21条では取締役会長の選定について定めるものです。</p> <p>変更案第21条の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。</p> <p>執行役員の選任及び役割について定めるとともに、執行役員の中から社長を選定することについて定めるものです。</p> <p>変更案第21条の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。</p> <p>変更案第21条及び変更案第26条に合わせて、文言の調整を行うものです。</p> <p>変更案第21条の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。</p>